

お客様各位

オーストラリア・ニュージーランド銀行

個人番号（マイナンバー）・法人番号のお届けのお願い

マイナンバー制度とは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として2016年1月に導入された制度です。日本国内に住民登録しているすべての個人には12桁の個人番号、法人には13桁の法人番号が割り振られています。

オーストラリア・ニュージーランド銀行でも2016年1月以降、法令にもとづき、投資信託口座開設や外国送金にかかるお取引の際にマイナンバー・法人番号のご提出をお願いしております（ご提出がない場合は2022年1月以降のお取引が円滑に行えない場合がありますのでご注意ください。）

また、2018年1月以降、法改正により、預金口座についても新規口座開設や各種お取引の際にご提出のご協力をお願いしております。

投資信託取引、外国送金取引、預金取引があり、個人番号（マイナンバー）・法人番号が未提出のお客さまにはお届けをお願いいたします

尚、既に当行にマイナンバーを提出済のお客さまは再度のご提出は不要です。

● 個人番号（マイナンバー）・法人番号のお届けが必要なお取引

<個人のお客さま>

- ・外国送金取引（支払・受取すべてのお取引を含みます）
- ・投資信託取引（ご解約、分配金のお受取り、各種変更等すべてのお取引を含みます）

<法人のお客さま>

- ・外国送金取引（支払・受取すべてのお取引を含みます）
- ・定期預金・通知預金取引（すべてのお取引を含みます）
- ・投資信託取引（ご解約、分配金のお受取り、各種変更等すべてのお取引を含みます）

（次ページにつづく）

● 個人番号（マイナンバー）・法人番号のお届けにご協力をお願いするお取引

<個人のお客さま>

- ・預金（すべての預金）取引（新規のお口座開設、各種変更等のお取引）

<法人のお客さま>

- ・当座預金取引（新規のお口座開設、各種変更等のお取引）

ご不明な点がございましたらお取引支店へお問い合わせください。

【必要書類】

<個人のお客さま> 以下のいずれか1つ

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
- ・マイナンバー通知カード及び本人確認書類（注1）
- ・マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し及び本人確認書類（注2）

（注1）マイナンバー通知カードは2020年5月25日以降に記載事項に変更が生じた場合は、届出に利用出来ません。個人番号通知書も届出に利用出来ません。本人確認書類は顔写真付きのものであれば1点、顔写真なしのものであれば2点必要です。（パスポートは2020年2月3日以前の申請分に限り本人確認書類として受け付けます）

（注2）本人確認書類は顔写真付きのものでも写真なしのものでも1点必要です。但し、個人番号が記載された住民票の写しが発行から6カ月を経過している場合は写真なしの本人確認書類2点必要です。

<法人のお客さま> 以下のいずれか1つ（注）

- ・発行日から6カ月以内の法人番号通知書
- ・発行から6カ月超の法人番号通知書の場合は、加えて登記事項証明書等（6カ月以内に発行されたもの）
- ・6カ月以内に作成された法人番号印刷書類（国税庁法人番号公表サイトより印刷可能）及び登記事項証明書等（6カ月以内に発行されたもの）

（注）但し、国税庁法人番号公表サイト（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）で確認できる場合は、上記確認書類が不要となります。

オーストラリア・ニュージーランド銀行

Australia and New Zealand Banking Group Limited ABN 11 005 357 522

【商号】オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（銀行）【登録金融機関】関東財務局長（登金）第622号【加入協会】一般社団法人全国銀行協会・日本証券業協会

東京支店 〒100-6333 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング33階

TEL.03-6212-7777

大阪支店 〒530-0001 大阪市北区梅田二丁目2番2号 ヒルトンプラザウエストオフィスタワー17階 TEL.06-6456-1231